

平成31年度（令和元年度）

（平成30年度実績）

児童相談所の状況

三重県児童相談センター

はじめに

子どもが虐待を受けて亡くなる事件が全国で発生するなど、引き続き児童虐待は大きな社会問題となっています。国においては平成30年7月、関係閣僚会議にて「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定したほか、同年12月には関係府省庁連絡会議にて「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定するなど児童虐待防止対策に関する取組を進めています。また、関係閣僚会議では本年2月に緊急総合対策の更なる徹底・強化、3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定し、さらに6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しています。このような対策や児童福祉法等の改正を通じて、すべての子どもを守るためのルールの徹底、児童相談所及び市町の体制強化及び関係機関間の連携強化等を行い、子どもの最善の利益を実現していくことが必要となっています。

児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、本県における対応件数は、平成30年度は2,074件と過去最多となっております。三重県児童相談センターにおきましては、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツールの研究・導入を行っておりますが、今年度は更なる虐待相談対応強化のため、4月1日に新たに鈴鹿児童相談所を開設いたしました。さらに、児童相談所の人員不足・職員の退職に伴う経験の承継・効率的な情報共有の仕組みづくりなどの課題を解消するため、相談業務へのAI活用に向けた実証実験の実施及び子どもの権利擁護のため、児童養護施設等職員を対象としたアドボカシー研修等を開催しています。

一方、平成28年5月に改正された児童福祉法において、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則が明確にされ、その理念を具体化するため、厚生労働省では平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」を公表し、同ビジョンを踏まえ各都道府県において、新たな社会的養育推進計画の今年度末までの策定が求められています。

本センターでは、引き続き、子どもの安全確保を最優先とする観点から児童相談所の機能の充実や市町や警察等との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応及び子どもの権利擁護に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本資料を児童福祉推進の資料として、広く活用いただければ幸いです。

令和元年11月

三重県児童相談センター所長
福井 夏美

目 次

I 児童相談センター

1	児童相談センター設立の経過と組織	1
2	児童相談センター各室（課）の主な業務	4
(1)	総務・家庭児童支援室 総務調整課	4
(2)	総務・家庭児童支援室 家庭児童支援課	4
(3)	児童相談強化支援室	4
(4)	一時保護室	4
3	児童相談センター組織図	5
4	児童相談センター各室の職員数	6
5	児童相談センターの主な取組	8
(1)	市町支援の取組	8
(2)	人材育成への取組	1 2
(3)	アセスメントツール活用強化事業	1 5
(4)	児童虐待進行管理モニター強化事業	1 5
(5)	里親推進に向けた取組	1 5
6	児童相談所管内別基礎データ	1 6
7	児童相談業務の流れ	1 7
8	児童相談の種類及び主な内容	1 8

II 児童相談の状況

1	相談受付の状況	1 9
(1)	児童相談所別・通告経路別件数	1 9
(2)	年度別・種類別件数	2 0
(3)	市町における児童家庭相談受付件数＜参考＞	2 1
(4)	種類別・年齢別件数	2 2
2	相談対応の状況	2 3
(1)	種類別・対応別件数	2 3
3	一時保護の状況	2 4
(1)	種類別・年齢別受付対応件数（所内保護分）	2 4
(2)	対応別保護延べ日数（所内保護分）	2 5
(3)	年度別・年齢別受付対応件数（所内保護分）	2 5
(4)	一時保護対応件数	2 6
4	児童福祉施設入所児童数	2 7

III 相談種別別対応件数等の状況

1	養護相談の状況	2 8
---	---------	-----

(1) 養護理由別対応件数	28
(2) 虐待相談の対応状況	30
2 非行関係相談の状況	33
(1) ぐ犯、触法行為別・年齢別受付件数	33
3 不登校相談の状況	35
(1) 年度別・学年別受付件数	35
(2) 児童相談所別対応件数	35
IV 里親の状況	
1 児童相談所別里親登録数	36
2 委託児童数	36
(1) 児童相談所別委託児童数	36
(2) 年度別里親登録数、委託児童数	36
3 里親委託率	36
V 青少年健全育成	
1 立入調査実施状況	37
2 協力店舗状況	37
<参考>	
三重県児童福祉施設一覧表	38

I 児童相談センター

児童相談センターは、児童相談所を取り巻く状況の変化に対応するため、平成17年4月1日に設立されました。

1 児童相談センター設立の経過と組織

平成31年4月1日現在

(1) 保健所、福祉事務所、児童相談所の統合

平成10年4月に、県民局の充実強化、組織の総合化という流れのなかで、保健所(11)、福祉事務所(7)、児童相談所(5)を統合し、9つの「生活創造圏」ごとに県民局保健福祉部が設置されました。

また、組織のフラット化による意思決定の迅速化、組織をできるだけ大括りにすることによる柔軟な組織運営、職員の能力の有効活用を趣旨とした「係」制に代わる「グループ」制が導入されました。

従来5児童相談所は、県民局保健福祉部児童グループとなり、所長は児童監として兼務することになりました。児童相談所がない県民局の保健福祉部には、保健福祉グループが設置され、児童相談所機能の一部を担当することとなりました。

(2) 課の廃止とチームの設置

平成14年4月全庁的に課を廃止し、チーム制を導入することになり、県民局保健福祉部においても、児童グループは児童相談チームとなり、所長はチームマネージャーを兼務することとなりました。

その際、業務内容についても検討され、

- 北勢、中央児童相談所は、危機介入を中心とした、より専門性や要保護性の高い、養護相談、虐待相談、非行相談、不登校相談に専門特化した機能をもつ児童相談チームとして設置されました。
- 県民局保健福祉部保健福祉グループは、子育て支援グループとして、児童相談所から児童の発達・障害相談機能の移管を受け、母子保健、母子寡婦福祉、女性相談(DV相談)、保育所事務を受け持つ「児童に関する保健・福祉の総合的なサービス提供窓口」として設置されました。
- 他の3児童相談所については、児童相談チームと子育て支援グループの機能を併せ持つ児童家庭チームとして設置されました。

平成16年4月からチームは「室」と名称が変更されました。

(3) 児童相談センターの設置

急増する児童虐待等に対応する児童相談所として、次のような問題点が指摘されてきました。

- 児童虐待に対応する専門的人材が不足していること。
- 児童虐待等の困難事例が急増するなかで、技術的、人材的に現行の県民局別の児童相談所での業務体制に限界が目立ってきたこと。
- 児童福祉法の改正で、市町村が児童相談の第一義的相談窓口の役割を担う等、児童相談の役割分担化、専門化が進められるなかで、全県的に児童相談体制をリードする企画調整機能が必要とされたこと。
- バックアップ体制不足による児童相談所職員の過度の心理的負担が増加したこと。
- 中長期的な児童相談体制を支える人材の育成とスキルの蓄積が必要とされたこと。
- 施設入所児童の自立支援のための十分なフォローが必要とされたこと。

これらの問題に対応するための見直しの方向性として、

- 三重県の児童相談所の専門性向上や効率的サービスの提供を自ら考え、実施する

仕組みづくり。

- 全児童相談所を一体的、地域横断的にマネージメントできる体制づくり。
- 児童相談現場への助言・指導等が支援できる体制づくり。
- 子どもの危機管理的対応、困難ケースへの対応強化等、児童の安全確保と保護を適切に対応できる体制づくり。
- 新たな行政需要に対応できる体制づくり。

等について検討を行いました。

検討の結果、児童相談の実施に係る全ての権限を有する、県民局から独立した単独地域機関として、平成17年4月、三重県児童相談センターを設置することとしました。

- 児童相談センターには、総務・企画調整室、家庭自立支援室、虐待対策支援室、一時保護室の4室を置き、職員はどれかの室に配属されました。
- 室に配属された職員は、児童相談所に駐在して児童相談業務を担当することとしました。
- 児童相談所長は、総務・企画調整室に配属されますが、業務は各児童相談所において職員を統括し、ケースの進行管理を行い、法に定められた権限を行使することとしました。
- 児童相談センターが全児童相談所の中央機能を担うこととなったため、従来の中央児童相談所を中勢児童相談所と名称変更しました。
- 県民局子育て支援グループは廃止し、経過的な処置として児童相談所職員が保健福祉部職員を兼務して県民局保健福祉部に駐在し、従来の児童相談と法改正による市町村における相談業務の支援を行うこととしました。

(4) 保健福祉部職員兼務の廃止

平成18年度の組織改編により、児童相談所職員の保健福祉部兼務はなくなり、児童相談は児童相談所において対応することとなりました。

(5) 児童相談センターの組織見直し（現在の各室の主な業務内容は4頁参照）

- 平成20年度
 - ・ 児童虐待ケースに対するよりの確な対応、家族再生支援業務の推進、児童福祉司の専門性の強化や育成等を図るため、「家庭自立支援室」と「虐待対策支援室」の二室を「家庭自立支援室」と「児童自立支援室」の二室に再編しました。
 - ・ 北勢及び中勢児童相談所の「家庭支援課」と「虐待対応課」を統合し、「家庭自立支援一課」「家庭自立支援二課」「児童自立支援課」の三課を設置しました。
- 平成21年度
 - ・ 「家庭自立支援室」と「児童自立支援室」を統合し「家庭児童自立支援室」を設置しました。
 - ・ 北勢及び中勢児童相談所の課名を「家庭児童支援一課」「家庭児童支援二課」「家庭児童支援三課」に変更しました。
 - ・ 南勢志摩、伊賀、紀州の各児童相談所に「家庭児童支援課」を新設しました。
- 平成22年度
 - ・ 「家庭児童自立支援室」を「家庭児童支援室」に変更しました。
- 平成23年度
 - ・ 「家庭児童支援室」に「改革推進課」「自立支援課」の2課を新設しました。
 - ・ 北勢児童相談所に「家庭児童支援四課」を設置し4課体制にしました。
- 平成25年度
 - ・ 法的対応力及び介入型支援を強化するため「法的対応室」を新設しました。
 - ・ 市町における児童相談体制強化を支援するため「市町支援プロジェクトチーム」を新設しました。
 - ・ 「家庭児童支援室」の「改革推進課」を廃止しました。
 - ・ 「総務・企画調整室」を「総務調整室」に変更しました。

- 平成28年度
 - 児童相談所及び市町に対する窓口を一本化し一元的に支援を展開していくため、「法的対応室」及び「市町支援プロジェクトチーム」を統合し「児童相談強化支援室」、「児童相談強化支援課」を設置しました。
- 平成29年度
 - 「総務調整室」及び「家庭児童支援室」を統合し「総務・家庭児童支援室」とし、「総務調整課」及び「家庭児童支援課」を設置しました。
 - 北勢児童相談所に「副所長」を配置しました。
 - 言語・聴覚部門を6月1日に新設された「三重県立子ども心身発達医療センター」に移管しました。
- 平成30年度
 - 安倍内閣総理大臣が児童相談センターに来所され、現場職員と意見交換を行いました。また、中勢児童相談所及び、併設の一時保護所を視察されました。
- 平成31年度
 - 県内の虐待相談対応件数が増加し平成29年度に過去最多となり、なかでも県北部の5市5町を管轄する北勢児童相談所では全体の約58%を占め、緊急時の対応や市町との連携の面で地理的な課題が生じていました。このため、鈴鹿児童相談所を開設し、市との連携、緊急時の対応の充実を図りました。これに伴い、北勢児童相談所の副所長を廃止しました。



職員との意見交換



玄関前での記念撮影

2 児童相談センター各室（課）の主な業務

平成31年4月1日現在

(1) 総務・家庭児童支援室

総務調整課

- ・ 児童相談センターの人事に関すること
- ・ 児童相談センターの予算に関すること
- ・ 児童相談センターの庶務経理に関すること
- ・ 児童相談センターの統計、分析に関すること
- ・ 児童相談センターの広聴・広報に関すること
- ・ 庁舎管理・修繕に関すること
- ・ 防災及び危機管理に関すること
- ・ 児童福祉法第56条保護者負担金に関すること

(2) 総務・家庭児童支援室

家庭児童支援課

- ・ ファミリーホーム・里親委託推進に関すること
- ・ 児童福祉施設への入所調整に関すること
- ・ 児童福祉施設の事故対応調整に関すること
- ・ 児童福祉施設の処遇改善・質の向上に関すること
- ・ 療育手帳、心理検査等の調整に関すること

(3) 児童相談強化支援室

児童相談強化支援課

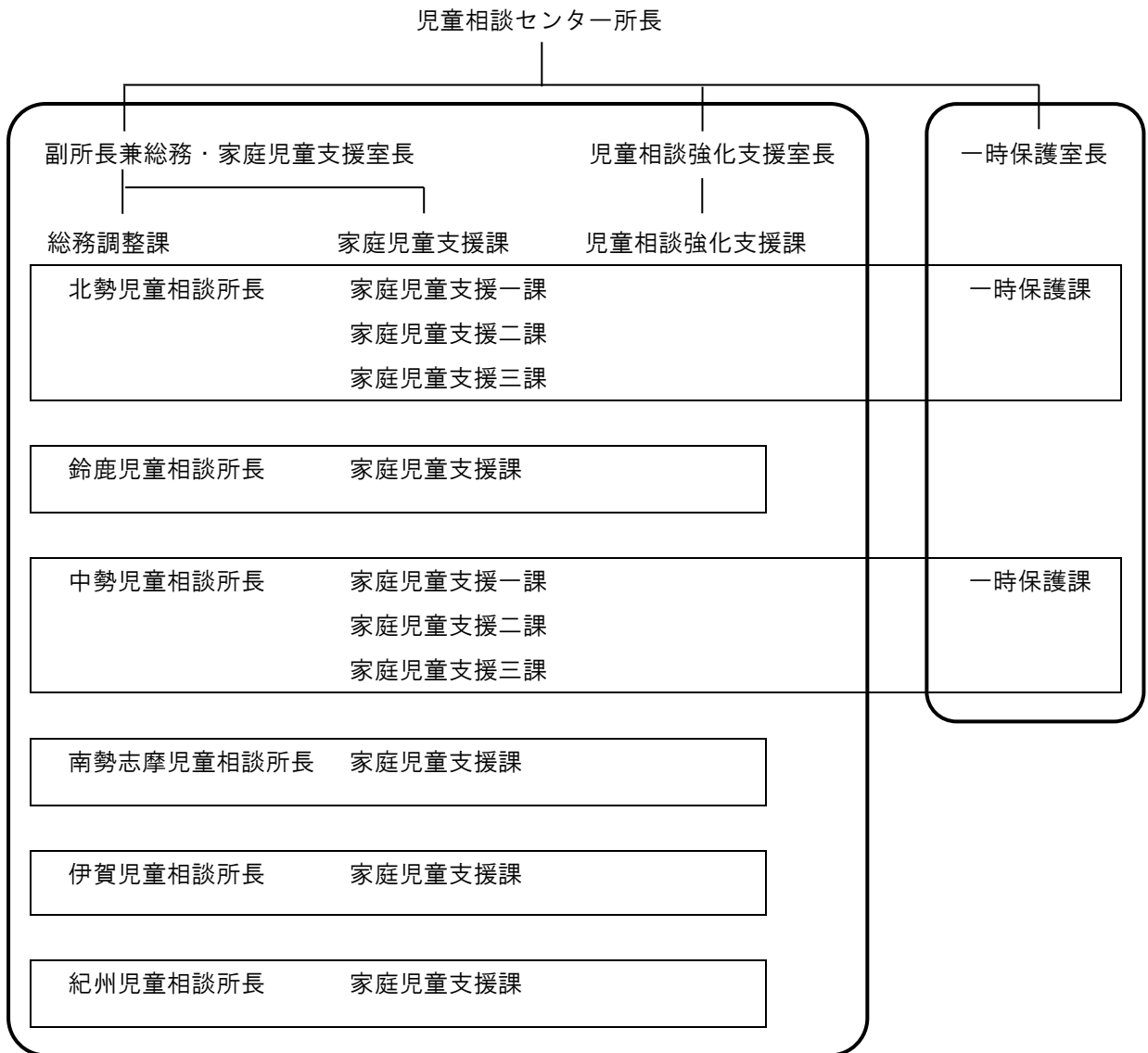
- ・ 児童虐待の防止に関すること
- ・ 各児童相談所における児童虐待の危機管理に関すること
- ・ 児童相談所職員等の専門性向上に関すること
- ・ 児童相談所児童記録システムに関すること
- ・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会に関すること
- ・ 市町の相談体制強化の支援に関すること
- ・ 市町における児童相談に係る人材育成の支援に関すること
- ・ 市町要保護児童対策地域協議会の支援に関すること

(4) 一時保護室

- ・ 一時保護児童の生活指導及び行動診断に関すること
- ・ 中勢及び北勢児童相談所一時保護所における入・退所調整に関すること
- ・ 一時保護児童の健康管理、感染予防プログラムに関すること
- ・ 一時保護児童の心理療法の実施に関すること
- ・ 一時保護児童の処遇に関するスーパーバイズに関すること

3 児童相談センター組織図

平成31年4月1日現在



所名	管轄地域
北勢児童相談所	四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿児童相談所	鈴鹿市、亀山市
中勢児童相談所	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
南勢志摩児童相談所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀児童相談所	名張市、伊賀市
紀州児童相談所	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

4 児童相談センター各室の職員数

職員数207名（正職員127名、非常勤職員80名） 平成31年4月1日現在

センター所長						<u>1</u>	
総務・家庭児童支援室						<u>10 (3)</u>	
副所長兼室長	1	精神科医師	1	課長	2		
事務職員	5	児童福祉司	1				
非常勤職員	3						
		こども家庭専門指導員	(1)	家庭的養護支援嘱託員	(1)		
		里親委託推進員	(1)				
各児童相談所駐在						<u>6</u>	
児童相談所長	6						
児童相談強化支援室						<u>6 (3)</u>	
室長	1	課長	1	児童福祉司等	4		
非常勤職員	3						
		法的対応等支援嘱託員	(1)	法的対応指導員(弁護士)	(1)		
		子どもの権利擁護コーディネーター	(1)				
各児童相談所駐在						<u>82 (22)</u>	
課長	10	児童福祉司	39	児童心理司	22		
相談担当職員	7	保健師	4				
非常勤職員	22						
		精神科嘱託医	(1)	児童虐待対応協力員	(9)		
		被虐待児対応心理補助嘱託員	(6)	青少年総合支援専門員	(6)		
一時保護室						<u>1</u>	
室長	1	(中勢児童相談所一時保護課長と兼務)					
各児童相談所駐在						<u>21 (52)</u>	
課長	1	児童指導員	20				
非常勤職員							
		心理判定員	(2)	一時保護対応協力員	(34)	炊事業務等嘱託員	(8)
		宿日直事務嘱託員	(7)	業務補助職員	(1)		

各児童相談所の人員

北勢児童相談所	71名		
所長	1		
課長	4	児童福祉司等	16
児童心理司	7	保健師	3
一時保護所職員	10	非常勤職員	30
鈴鹿児童相談所	15名	(外数として北勢児相との兼務保健師2名)	
所長	1	課長	1
児童福祉司等	7	児童心理司	3
非常勤職員	3		
中勢児童相談所	67名	(一時保護課長は一時保護室長と兼務)	
所長	1	課長	4
児童福祉司等	11	児童心理司	6
保健師	1	一時保護所職員	10
非常勤職員	34		
南勢志摩児童相談所	11名	(外数として保健所との兼務保健師1名)	
所長	1	課長	1
児童福祉司等	5	児童心理司	2
非常勤職員	2		
伊賀児童相談所	11名	(外数として保健所との兼務保健師1名)	
所長	1	課長	1
児童福祉司等	5	児童心理司	2
非常勤職員	2		
紀州児童相談所	9名	(外数として保健所との兼務保健師2名)	
所長	1	課長	1
児童福祉司等	2	児童心理司	2
非常勤職員	3		

5 児童相談センターの主な取組

(1) 市町支援の取組

三重県全体の児童相談体制の強化に向け、県と市町の情報共有や役割分担に関する課題への適切な対応や市町の児童相談体制の強化を支援するため、平成24年度から児童相談所と市町が定期協議を実施しています。

また、市町における児童相談対応の中核組織となる市町要保護児童対策地域協議会の運営やケースマネジメント力の向上に向けて、有識者であるアドバイザー等を派遣しています。

さらに、市町職員の人材育成を支援するため、テーマ別研修や各児童相談所管轄で事例検討会等を開催しています。

なお、平成30年度に実施した市町支援に関する主な取組は以下のとおりです。

ア 市町との定期協議の実施状況

実施期間	実施内容
6月～7月	市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化、ケース進行管理の徹底やバックアップの強化を図るため、児童相談体制強化確認表をツールとして市町との協議を実施し、課題解決に向けて共に取り組みました。

なお、定期協議で決定した改善のための取組について、課題解決の促進を図るため、平成30年10月～11月にかけて、8市町を訪問し助言・支援しました。

イ 市町児童福祉主管課長会議の開催状況

日程	会議内容	出席者
1/16	児童虐待防止対策体制総合強化プランについて等	県内各市町 児童福祉主管課長等

ウ 児童虐待にかかる関係行政機関連絡会議の開催状況

児童相談所と警察の連携をより一層強化し、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図るため、平成30年8月29日午後に警察と児童相談所による立入調査等の訓練を実施しました。

各児相管内においては、警察・市町・教育委員会・児童相談所の実務者担当者を対象に、児童虐待についての講義と事例検討会を行いました。

研修テーマ	講師	日程	参加職員 (市町職員)
ブロック別研修会（事例検討会） ＜児童相談所管内別各1回＞	社会福祉法人恩賜財団母子愛育 会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	10/10, 19 12/14, 21	94人

エ 市町アドバイザー派遣事業実施状況

アドバイザー派遣市町数	アドバイザー派遣回数	派遣内容
10市町	12回	市町要保護児童対策地域協議会での運営支援及びケースマネジメント支援

オ 市町スーパーバイザー派遣事業実施状況

スーパーバイザー派遣市町数	スーパーバイザー派遣回数	派遣内容
8市町	21回	市町における児童虐待相談等の相談援助業務に対する助言等

カ 児童福祉司任用前講習（児童福祉法第13条第3項第5号）及び
要対協調整担当者研修会（児童福祉法第25条の2第8項）

研修テーマ	講師	日程	参加職員
子どもの権利擁護と倫理	鈴鹿医療科学大学 教授 藤原 正範	4/16	23人
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所長等		24人
児童相談所の役割と連携			24人
要保護児童対策地域協議会の運営	立命館大学 教授 野田 正人	4/18	24人
会議の運営とケース管理			24人
子どもの所属機関の役割と連携			23人
子どもの成長・発達と生育環境	児童相談センター職員	4/26	21人
社会的養護による自立支援と市区町村の役割	特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎		23人
障害相談・支援の基本	障害者相談支援センター 所長 伊藤 一美	5/9	22人
非行対応の基本	元家庭裁判所調査官 早川 武彦		23人
母子保健の役割と保健機関との連携	児童相談センター職員		23人
子ども虐待対応の基本	児童相談所長	5/16	24人
子どもと家族の生活に関する法と制度の理解	県庁職員等		21人
行政権限の行使と司法手続き	児童相談センター職員		4人
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	皇學館大学 教授 吉田 直樹	5/18	26人
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方			26人

キ 市町児童福祉担当職員等研修会実施状況

研 修 テ ー マ	講 師	日 程	参加職員 (市町職員)
市町児童福祉担当職員情報交換会	—	7 / 13	26人
～親の離婚と再婚を経験する 子どものいる家族の支援とは～	ステップファミリー・アソシエ ーション・オブ・ジャパン 代表 緒倉珠巳	8 / 24	49人
『市町や児童相談所が果たすべき役割 と責任 ～支援の枠組みの構築～』	日本社会事業大学専門職大学院 教授 宮島 清	2 / 27	45人
※研修テーマによっては市町職員の外、児童相談所職員等も受講している。			

ク 児童福祉に関する指定講習会実施状況

講 義 名	日 程	講 師
「児童福祉論」 「要保護児童対策地域協議会運営論・ 市町児童家庭相談援助論」	8 / 30	鈴鹿医療科学大学 教授 藤原 正範 立命館大学 教授 野田 正人
「社会福祉援助技術論」 「社会福祉援助技術演習」	9 / 5	皇學館大学 教授 吉田 直樹
「児童相談所運営論」 「障害者福祉論」	9 / 12	伊賀児童相談所 所長 森本 良一 鈴鹿医療科学大学 教授 貴島 日出見
「養護原理」 「児童虐待援助論（初期対応）」	10 / 5	里山学院 法人統括施設長 鍵山 雅夫 三重県児童相談センター 所長 鈴木 聡
「児童虐待援助論（発生予防）」 「児童虐待援助演習」	10 / 17	特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎
修了者数	児童福祉司任用資格認定証交付者 修了証書交付者	25人 4人

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。H27年度から、市町・児相職員のほか、乳児院・児童養護施設職員、私立認可保育園職員も受講対象としています。

【児童福祉司資格認定講習会における市町別認定者数】

(単位：人)

年度 市町	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
津市			3	1	3	2
四日市市		2	3	1	1	2
伊勢市	1	1	1	1	1	1
松阪市			2	2	2	
桑名市		2	1	4	1	3
鈴鹿市						
名張市	3	4	4			2
尾鷲市	1			1	1	
亀山市		1				
鳥羽市	1	1	1	1		2
熊野市						
いなべ市			1		1	
志摩市		1				1
伊賀市	1	3	2	1	2	
木曽岬町						
東員町				1	2	
菰野町	1	1		1		1
朝日町		1				
川越町		1				1
多気町						
明和町	1	1		1	1	
大台町		1				
玉城町	1			1		3
度会町	1	1	2			
大紀町	1					
南伊勢町						
紀北町						
御浜町						
紀宝町	2					
計	14	21	20	16	15	18

(2) 人材育成への取組

児童相談所職員等の法的対応力等専門性の向上を目的として、平成23年度に研修体系の見直しを行い、「三重県児童相談所職員研修体系・人材育成の考え方」を取りまとめました。平成24年度から、新たな研修体系に基づき、的確な判断能力と使命感を持った人材育成に努めています。

なお、平成30年度に実施した人材育成に関する主な取組は、以下のとおりです。

ア 児童福祉司任用前講習（児童福祉法第13条第3項第5号）

研修テーマ	講師	日程	参加職員
子どもの権利擁護と倫理	鈴鹿医療科学大学 教授 藤原 正範	4/16	10人
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所長等		10人
児童相談所の役割と連携			10人
要保護児童対策地域協議会の運営	立命館大学 教授 野田 正人	4/18	7人
会議の運営とケース管理			7人
子どもの所属機関の役割と連携			7人
子どもの成長・発達と生育環境	児童相談センター職員	4/26	11人
社会的養護による自立支援と市区町村の役割	特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎		10人
障害相談・支援の基本	障害者相談支援センター 所長 伊藤 一美	5/9	12人
非行対応の基本	元家庭裁判所調査官 早川 武彦		14人
心理検査・療育手帳について	児童相談センター職員		13人
母子保健の役割と保健機関との連携	児童相談センター職員		13人
子ども虐待対応の基本	児童相談所長	5/16	14人
行政権限の行使と司法手続き	児童相談センター職員		13人
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	皇學館大学 教授 吉田 直樹	5/18	12人
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方			12人

イ 初任者研修（児相1年目）

区分	研修テーマ	講師	日程	参加職員
施設体験研修	児童養護施設等で入所児童への指導等を体験する ①児童心理療育施設 悠 ②子ども心身発達医療センター ③国児学園（1泊2日） ④乳児院ましろ・児童養護施設 なないろ ⑤一時保護所	施設職員等	①11/2, 8, 21のうち1日 ②9/27 ③9/5~6, 9/12~13のいずれか ④11/30, 12/5, 6のうち1日 ⑤8/2, 9, 21のうち1日	①7名 ②5名 ③7名 ④7名 ⑤6名

児童相談所 OJT	OJT リーダーを選任し、チェックシートや育成シートを活用し初任者を育成	児童相談所職員	通年	15名
-----------	--------------------------------------	---------	----	-----

ウ 児童福祉司任用後研修（児童福祉法第13条第8項）

研修テーマ	講師	日程	参加職員
関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	立命館大学 教授 野田 正人	10/12	13人
児童相談所における方針決定の過程	児童相談所長		14人
非行対応	鈴鹿医療科学大学 教授 藤原 正範	10/18	12人
行政権限の行使と司法手続き	児童相談センター職員		12人
子どもの面接・家族面接に関する技術	特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎	10/24	9人
社会的養護における自立支援			11人
子ども虐待対応	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	10/31	18人
子ども家庭支援のためのケースマネジメント	皇學館大学 教授 吉田 直樹	11/9	10人

エ 研修

研修名	講師	日程	参加職員
市町児童福祉担当職員研修会 ～親の離婚と再婚を経験する 子どものいる家族の支援とは～	ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン 代表 緒倉 珠巳	8/24	児童相談所職員 8名
市町児童福祉担当職員研修会 『市町や児童相談所が果たすべき役割と責任 ～支援の枠組みの構築～』	日本社会事業大学専門職大学院 教授 宮島 清	2/27	児童相談所職員 10名

オ 教育・訓練担当職員研修

研修名	講師	日程	参加職員
「家庭復帰に向けての課題整理と関係機関との連携について」	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	8/9	課長、教育・訓練担当職員 18名

カ 児童福祉施設等職員との合同研修（総務・家庭児童支援室が担当）

研修名	講師（敬称略）	日程	参加職員
CAP※施設職員セミナー ※入所児童（養護3施設、福祉型3施設） に対してもCAPプログラムを実施しま した。	CAPみえ	6/20	児相 4名 施設 35名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 子どもの権利擁護研修 「児童福祉施設の小規模化と権利擁護」	社会福祉法人養徳園 総合施設長 福田 雅章	11/6	児相 15名 施設 23名 他 1名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 性的問題研修① 「子どもの心と性（研修参加復命）」 「生・性教育 サークルズプログラムを 使って」	児童相談センター 保健師職 （中勢児相）中村 睦子 （北勢児相）原口 恵奈	11/16	児相 13名 施設 23名 他 5名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 心理研修① 「事例検討会」	児童相談センター 児童精神科医 高城 博	12/13	児相 18名 施設 8名 他 2名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 性的問題研修② 「知的障がいのある子どもたちへの性教 育」	静岡県立清水特別支援学校 教諭 國分 聡子	12/27	児相 22名 施設 33名 他 11名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 心理研修② 「社会的養護の子ども記憶に焦点を当 てた支援について ～ナラティブ・エク スプロージャー・セラピーを通して～」	甲南大学 文学部 人間学科 教授 森 茂起	1/25	児相 23名 施設 12名 他 2名

(3) アセスメントツール活用強化事業

平成30年度においては、ツールの活用を強化するため引続き山本恒雄氏にデータの分析とその結果に基づく研修を委託し、リスクアセスメントシートの改良と調査項目の提案を受け、職員との意見交換を行いました。

(4) 児童虐待進行管理モニター強化事業

子どもや保護者の状況、家庭環境の変化等をきめ細かく把握し、的確なケース対応を行うため、対応の必要度に応じて、定期的に子どもが在籍する学校、保育所等を訪問し、当該子ども及び家庭の情報を収集する事業です。

平成30年度においては、社会福祉法人アパティア福祉会に委託し、引き続き津市及び四日市市、三重郡において事業を実施しました。

(5) 里親委託推進に向けた取組

《主な里親普及啓発事業》

① 家庭的養護プロモーション事業

家庭的養護及び里親制度に対する地域の理解を促進するとともに、里親登録数を増加させるため、鈴鹿市・亀山市を対象に地域限定の集中的な普及啓発活動を実施しました。

② 里親シンポジウム

里親月間に、里親シンポジウム「ぼくの親は、里親。～子どもの立場から『里親制度』を考える～」を開催しました。第一部では、里親家庭で育った方から「里親家庭を経験して」と題して講演をしていただき、第二部では、県内の里親家庭で育った方3名を交えてのパネルディスカッションを行いました。

③ 里親説明会・里親出前講座

各児童相談所管内で里親説明会を開催するとともに、里親支援専門相談員と連携して、民生委員・児童委員や乳幼児保健委員会、ファミリーサポートセンター等の会議・研修の場で里親出前講座を実施しました。

④ イベントでの啓発活動、広報

市町と連携して、おばた参宮市（伊勢市）やみかんまつり（御浜町）、オレンジ祭り（松阪市）に啓発ブースを出展するとともに、県内主要駅や市役所・町役場等でのポスター掲示、市町広報誌への記事掲載などを行いました。

《主な里親支援事業》

① 里親登録前研修

里親登録希望者を対象に、①基礎研修、②登録前Ⅰ研修、③登録前Ⅱ研修（養育）、④登録前Ⅱ研修（養子縁組）の計4日間、年3クール開催しました。

② 専門里親更新研修

現在登録している専門里親を対象として、「子どもの権利について」「発達障がいと愛着形成」をテーマに研修を開催しました。

③ 里親スキルアップ研修

現在登録している全里親を対象に研修を開催し、さらなる養育力の向上を図りました。

i) フォスタリングチェンジプログラム（全12回）

ii) 里親支援専門相談員と連携した里親トーク会（年1回）

iii) 児童家庭支援センターと連携した里親スキルアップ研修（年3回）

④ 里親委託推進委員会（年3回）

三重県里親会、三重県児童養護施設協会、主任児童委員、学識経験者等で構成する委員会を開催し、里親制度のより一層の推進を図るため、議論を深めました。

6 児童相談所管内別基礎データ

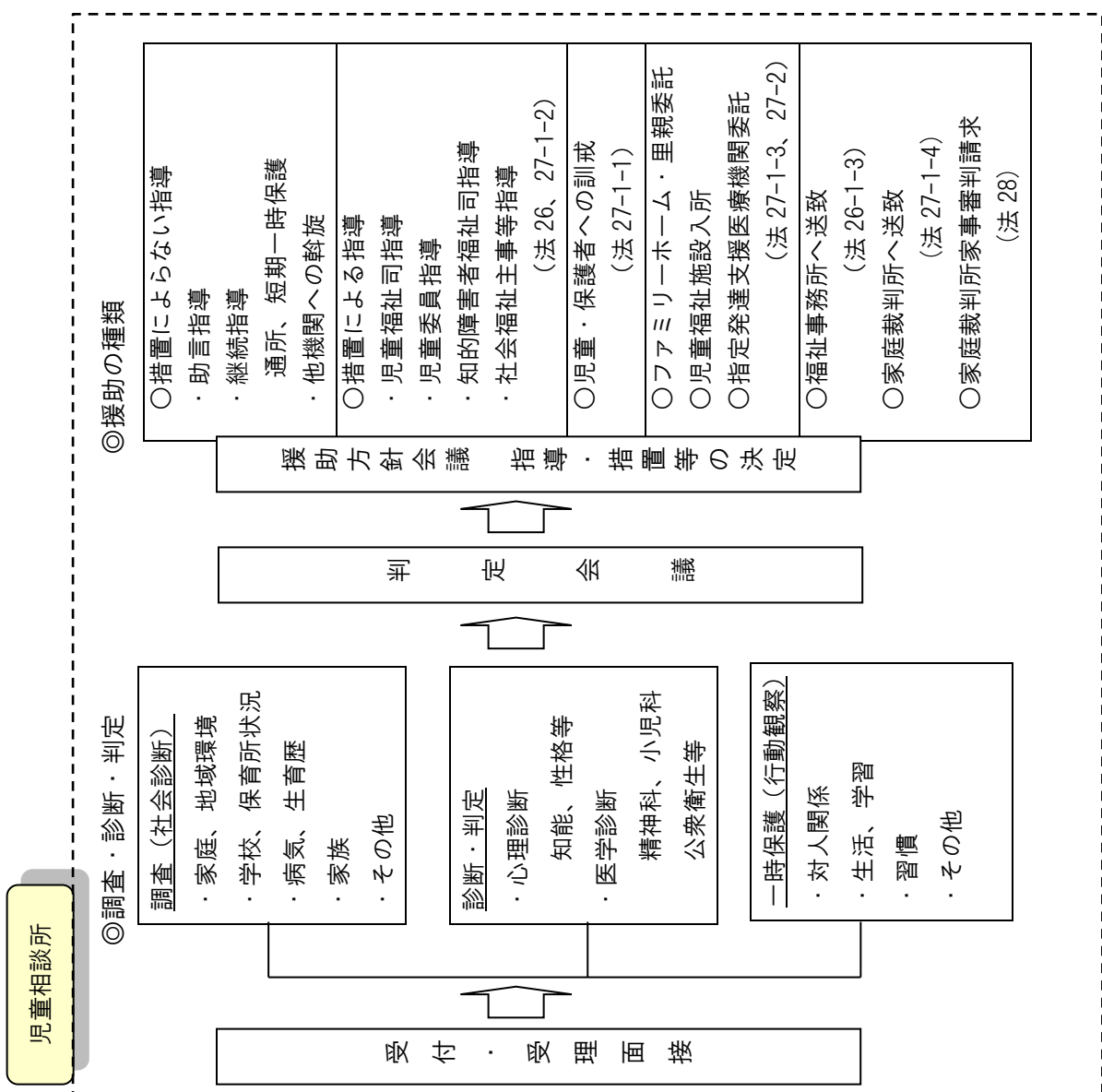
児相	市郡名	面積 (km ²)	人口 (人)	児童人口			保育所 (所)	幼稚園 (園)	認定こども園 (園)				小学校 (校)	中学校 (校)	義務教育学校 (校)	中等教育学校 (校)	児童委員 (人)	主任児童委員 (人)
				男 (人)	女 (人)	計 (人)			幼 保 連 携 型	幼 稚 園 型	保 育 園 型	計						
北勢	桑名市	136.68	139,878	11,636	11,183	22,819	21	16	4	0	0	4	29	11	0	0	230	24
	いなべ市	219.83	45,383	3,519	3,379	6,898	13	1	0	0	0	0	11	4	0	0	93	8
	四日市市	206.45	310,750	24,756	23,694	48,450	54	35	2	0	0	2	38	25	0	0	547	55
	桑名郡	15.74	6,200	386	374	760	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	11	2
	員弁郡	22.68	25,355	2,068	2,019	4,087	6	6	0	0	0	0	6	2	0	0	48	4
	三重郡	121.73	66,372	6,310	5,985	12,295	12	7	0	0	1	1	8	4	0	0	113	9
計	3市5町	723.11	593,938	48,675	46,634	95,309	106	65	7	0	1	8	93	47	0	0	1,042	102
鈴鹿	鈴鹿市	194.46	196,257	15,975	15,520	31,495	39	17	3	0	0	3	30	10	0	1	335	35
	亀山市	191.04	50,035	4,271	4,022	8,293	12	5	2	0	0	2	11	3	0	0	89	9
	計	2市	385.50	246,292	20,246	19,542	39,788	51	22	5	0	0	5	41	13	0	1	424
中勢	津市	711.19	276,660	21,605	20,401	42,006	43	36	19	0	0	19	50	23	1	0	566	46
	松阪市	623.58	160,907	12,958	12,011	24,969	35	23	0	0	0	0	41	13	0	0	360	27
	多気郡	506.96	46,158	3,599	3,444	7,043	10	1	3	0	2	5	15	5	0	0	133	8
計	2市3町	1,841.73	483,725	38,162	35,856	74,018	88	60	22	0	2	24	106	41	1	0	1,059	81
南勢志摩	伊勢市	208.35	124,650	9,428	9,079	18,507	27	15	8	1	0	9	23	11	0	0	277	28
	鳥羽市	107.34	18,306	1,192	1,039	2,231	8	1	0	0	0	0	8	5	0	0	53	3
	志摩市	178.95	47,653	2,850	2,776	5,626	13	8	0	0	0	0	7	6	0	0	129	11
	度会郡	651.10	43,205	2,931	2,755	5,686	15	0	0	0	1	1	12	6	0	0	155	10
計	3市4町	1,145.74	233,814	16,401	15,649	32,050	63	24	8	1	1	10	50	28	0	0	614	52
伊賀	伊賀市	558.23	88,111	6,323	6,118	12,441	30	2	1	0	0	1	22	11	0	0	277	32
	名張市	129.77	77,040	5,967	5,753	11,720	12	4	5	0	0	5	14	5	0	0	170	16
	計	2市	688.00	165,151	12,290	11,871	24,161	42	6	6	0	0	6	36	16	0	0	447
紀州	尾鷲市	192.71	16,767	954	974	1,928	7	2	0	0	0	0	10	4	0	0	56	3
	熊野市	373.35	16,459	1,029	1,024	2,053	6	1	0	0	1	1	19	10	0	0	78	4
	北牟婁郡	256.53	15,217	869	819	1,688	7	3	0	0	0	0	9	4	0	0	66	4
	南牟婁郡	167.75	19,013	1,438	1,339	2,777	7	1	0	0	1	1	9	5	0	0	68	5
計	2市3町	990.34	67,456	4,290	4,156	8,446	27	7	0	0	2	2	47	23	0	0	268	16
合計	14市15町	5,774.42	1,790,376	140,064	133,708	273,772	377	184	48	1	6	55	373	168	1	1	3,854	343

- ※ 1 面積は、平成30年10月1日現在（国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）
- 2 人口は、平成30年10月1日現在（三重県年齢別人口調査結果）
- 3 保育所数は、令和元年5月30日現在（子ども・福祉部少子化対策課）
- 4 幼稚園、小学校、中学校数は、令和元年5月1日現在（三重県教育委員会）
- 5 認定こども園は、平成31年4月1日現在（子ども・福祉部子育て支援課）
- 6 児童委員、主任児童委員数は、平成28年12月1日から三重県民生委員定数条例施行

7 児童相談業務の流れ

◎相談・通告・送致の流れ

県・市町	児童福祉施設
・福祉事務所	警察等
・保健センター	家庭裁判所
・児童委員	保健所
・その他	医療機関
	学校
	教育委員会等
	里親
	児童委員
	家族・親戚
	近隣・知人
	児童本人
	その他



※ この図において法とは児童福祉法をいいます。

8 児童相談の種類及び主な内容

養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 が い 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	6 言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	8 知的障がい相談	知的障害児に関する相談。
	9 発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

Ⅱ 児童相談の状況

1 相談受付の状況

(1) 児童相談所別・通告経路別件数

単位：件

児相	経路	県の機関	市町の機関	児童福祉施設等		児童センター 家庭支援	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健医療		学校等	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
				保育所	左以外					保健所	医療機関								
北勢	男	31	503	2	27	4	0	154	0	0	30	53	1	0	471	78	7	9	1,370
	女	35	366	1	32	3	0	128	0	0	30	43	3	0	235	76	5	10	967
	小計	66	869	3	59	7	0	282	0	0	60	96	4	0	706	154	12	19	2,337
中勢	男	25	186	0	29	0	0	86	0	0	16	22	2	0	200	41	1	6	614
	女	26	124	0	18	0	2	73	0	0	11	22	2	2	98	19	4	0	401
	小計	51	310	0	47	0	2	159	0	0	27	44	4	2	298	60	5	6	1,015
南勢志摩	男	9	32	2	13	0	0	27	0	0	2	9	0	0	108	5	0	3	210
	女	8	21	1	6	0	0	22	0	0	0	14	0	0	80	6	0	0	158
	小計	17	53	3	19	0	0	49	0	0	2	23	0	0	188	11	0	3	368
伊賀	男	9	83	3	5	4	0	24	0	0	3	18	0	0	117	12	0	1	279
	女	8	65	0	1	0	0	31	0	0	1	26	0	0	51	16	0	1	200
	小計	17	148	3	6	4	0	55	0	0	4	44	0	0	168	28	0	2	479
紀州	男	3	141	0	3	0	0	11	0	0	2	24	0	0	57	5	0	0	246
	女	0	69	2	5	0	0	13	0	0	0	23	0	0	35	9	1	0	157
	小計	3	210	2	8	0	0	24	0	0	2	47	0	0	92	14	1	0	403
計	男	77	945	7	77	8	0	302	0	0	53	126	3	0	953	141	8	19	2,719
	女	77	645	4	62	3	2	267	0	0	42	128	5	2	499	126	10	11	1,883
合計		154	1,590	11	139	11	2	569	0	0	95	254	8	2	1,452	267	18	30	4,602
構成比(%)		3.3	34.6	0.2	3.0	0.2	0.0	12.4	0.0	0.0	2.1	5.5	0.2	0.0	31.6	5.8	0.4	0.7	100

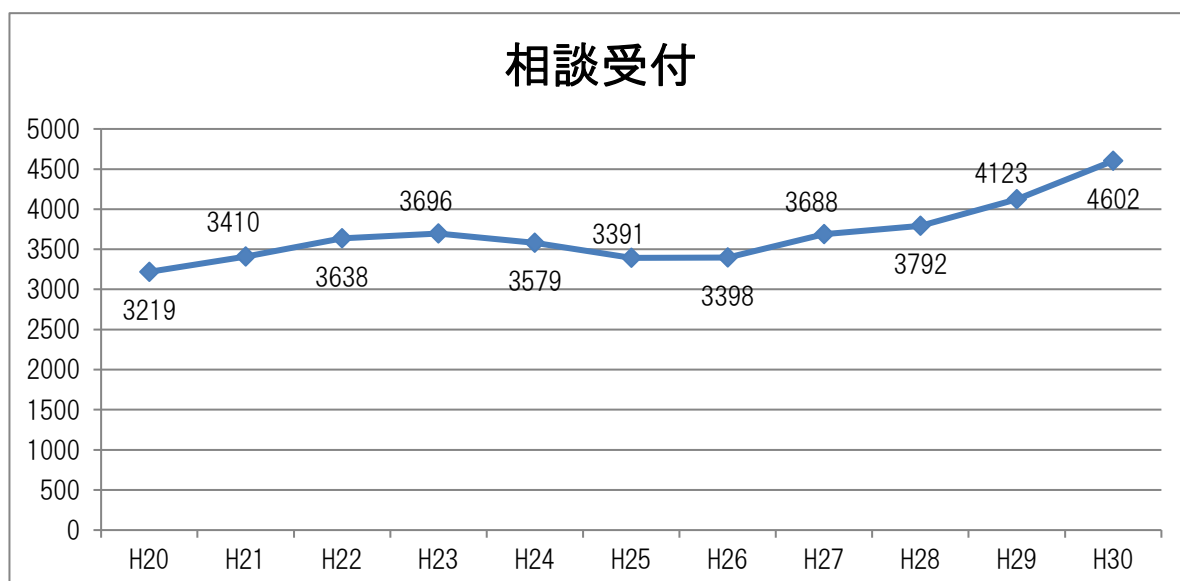
(2) 年度別・種類別件数

単位：件

見相	種類	養護相談	保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他	合計
				肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
相談所別	北勢	1,345 (1,146)	0	2	0	0	8	851	32	17	10	65	3	0	4	0	2,337
	中勢	552 (440)	0	5	0	0	2	411	6	10	9	14	5	0	1	0	1,015
	南志	170 (147)	0	3	0	0	0	170	3	2	5	14	1	0	0	0	368
	伊賀	297 (241)	0	1	0	0	0	147	4	2	0	20	7	1	0	0	479
	紀州	144 (82)	0	0	0	0	1	84	70	0	4	32	7	13	41	7	403
計	2,508 (2,056)	0	11	0	0	11	1,663	115	31	28	145	23	14	46	7	4,602	
構成比(%)	54.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	36.1	2.5	0.7	0.6	3.2	0.5	0.3	1.0	0.2	100	
過去の相談件数 (年度別)	H29	1,977 (1,594)	1	20	1	7	10	1,671	119	26	48	123	26	38	48	8	4,123
	H28	1,601 (1,234)	2	14	1	133	17	1,636	72	30	20	142	42	24	33	25	3,792
	H27	1,597 (1,213)	3	6	0	74	6	1,624	77	27	39	162	35	0	28	10	3,688
	H26	1,355 (1,030)	2	10	0	92	5	1,573	86	20	50	172	27	2	3	1	3,398
	H25	1,389 (1,054)	7	13	0	88	11	1,508	51	24	56	198	21	4	14	7	3,391
	H24	1,427 (1,006)	1	10	1	91	9	1,570	49	38	71	223	40	5	6	38	3,579
	H23	1,392 (934)	3	16	0	120	36	1,729	47	49	73	153	32	2	10	34	3,696
	H22	1,325 (856)	7	12	2	115	110	1,611	45	54	121	162	36	11	8	19	3,638
	H21	966 (533)	3	12	1	145	102	1,686	58	53	138	170	43	7	9	17	3,410
	H20	872 (384)	2	25	2	170	91	1,529	47	41	97	249	50	5	6	33	3,219

※ 養護相談欄の()は、内数で児童虐待相談の受付件数を示します。

相談受付件数の推移



平成30年度の相談受付件数は4,602件と対前年度比で11.6%の増加となりました。児童相談受付件数は、障がい相談、非行相談及び育成相談の減少があるものの、児童虐待相談受付件数の増加が顕著になっています。

(3) 市町における児童家庭相談受付件数<参考>

単位：件

	養護 相談	保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
北勢児童相談所管内 (5市5町)	1,839 (1,301)	22	1,507	17	644	141	4,170
中勢児童相談所管内 (2市3町)	589 (355)	4	223	3	465	57	1,341
南勢志摩児童相談所 管内(3市4町)	366 (225)	3	72	3	56	19	519
伊賀児童相談所管内 (2市)	467 (314)	3	38	6	440	9	963
紀州児童相談所管内 (2市3町)	93 (83)	0	252	0	222	9	576
計(14市15町)	3,354 (2,278)	32	2,092	29	1,827	235	7,569

※ 1 「市町児童家庭相談援助指針(厚生労働省)」に定める統計を元に作成しました。

2 ()は内数で、児童虐待相談件数です。

3 児童相談所における受理件数と重複しているものを含みます。(市町で受理後、児童相談所へ送致又は指導援助を求めたものを含みます。)

(4) 種類別・年齢別件数

単位:件

種類別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護	261	156	176	207	147	169	149	146	136	134	121	124	104	98	107	89	83	57	44	2,508
保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	1	0	0	1	0	1	2	0	0	11
視聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい	2	3	0	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	11
知的障がい	6	9	42	63	78	139	112	92	92	108	82	127	99	69	173	146	104	113	9	1,663
発達障がい	0	1	10	10	9	18	10	9	6	11	9	2	6	2	6	2	1	3	0	115
ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	7	7	5	3	3	0	31
触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	4	3	8	7	0	1	0	0	28
性格行動	0	0	0	1	1	3	6	8	4	7	16	13	15	18	21	14	11	5	2	145
不登校	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4	1	6	4	3	0	1	0	0	23
適性	0	0	0	0	0	0	2	5	0	4	1	0	1	0	0	0	0	0	1	14
しつけ	0	7	3	6	11	15	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	46
その他	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
計	269	183	231	288	249	346	283	263	243	265	238	272	239	207	325	258	206	181	56	4,602
構成比(%)	5.8	4.0	5.0	6.3	5.4	7.5	6.1	5.7	5.3	5.8	5.2	5.9	5.2	4.5	7.1	5.6	4.5	3.9	1.2	100
北勢	153	91	123	160	128	172	139	128	125	131	126	128	122	107	151	117	116	98	22	2,337
中勢	72	35	48	56	50	62	66	52	61	50	50	73	50	44	89	66	45	26	20	1,015
南勢志摩	12	11	15	19	24	25	20	21	15	19	20	16	19	18	35	25	17	30	7	368
伊賀	25	26	19	23	22	39	31	28	32	28	23	32	29	26	31	31	16	14	4	479
紀州	7	20	26	30	25	48	27	34	10	37	19	23	19	12	19	19	12	13	3	403

2 相談対応の状況
(1) 種類別・対応別件数

単位:件

対応 種類	対 応 件 数 (年 度 中)													未 対 応 件 数 (年 度 末 現 在)						
	面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	入 所	児 童 福 祉 施 設 通 所	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託		里 親 委 託 等	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 致 による 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 入 所 施 設 契 約	そ の 他	計	施 設 入 所 待 機 (再 掲)
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん																	
養護 相談	127	1,761	2	9	0	11	0	0	0	0	99	0	1	28	0	0	36	2,074	0	
保 健 相 談	96	239	5	0	0	7	0	1	0	0	73	0	0	16	0	0	26	463	1	
障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保 健 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	
障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障 害 相 談	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5	0	13	0	
障 害 相 談	1,583	10	1	0	0	0	0	0	54	0	2	0	0	0	0	9	8	1,667	0	
障 害 相 談	94	13	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	7	0	118	0	
障 害 相 談	7	21	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	32	0	
障 害 相 談	0	12	0	7	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	1	0	0	32	0	
障 害 相 談	34	93	3	1	0	0	0	0	1	0	11	0	2	1	0	4	2	152	0	
障 害 相 談	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	24	0	
障 害 相 談	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	
障 害 相 談	45	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0	
障 害 相 談	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	
計	2,019	2,163	12	18	0	18	0	1	58	12	190	0	2	4	45	2	37	4,655	1	
構成比(%)	43.4	46.5	0.3	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0	1.2	0.3	4.1	0.0	0.1	1.0	0.0	0.8	1.6	100.0	0.0	

※ 対応は複数となる場合があります。そのため、受付件数より対応件数の方が多くなります。
 ※ 構成比について、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100を超える場合があります。

3 一時保護の状況

(1) 種類別・年齢別受付対応件数（所内保護分）

単位：件

種類	受付対応	継続前 年度 保護 終了	受付（年度中）					対応（年度中）						年度未継続保護	
			0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15歳 以上	計	施設 児童 福祉 所	里親 委託	機 関 児 移 送	家 庭 送 致 判	帰 宅	そ の 他		計
養 護	児童虐待	7	62	112	61	40	275	29	1	14	0	209	16	269	13
	その他	11	11	68	57	45	181	33	6	15	0	113	18	185	7
	障がい	0	0	2	1	1	5	1	0	0	0	3	1	5	0
	非行	2	0	1	6	10	17	5	0	1	1	9	2	18	1
	育成	1	0	4	3	4	11	5	0	0	0	5	1	11	1
	保健・その他	1	0	1	1	1	3	1	0	0	0	3	0	4	0
	計	22	73	188	130	101	492	74	7	30	1	342	38	492	22
	構成比 (%)		14.8	38.2	26.4	20.5	100.0	15	1.4	6.0	0.2	69.5	7.7	99.8	

(2) 対応別保護延べ日数(所内保護分) 単位：日

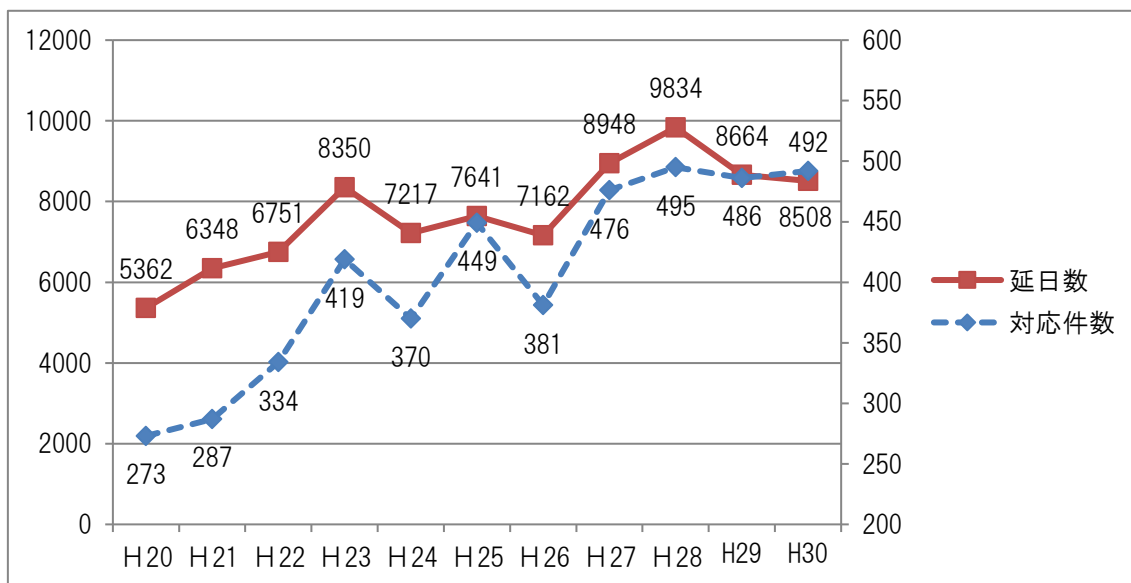
	対 応				計
	施設 設置 入福 所社	委里 託親	機他 関児 相移 送・	帰 宅	
延日数	2,774	165	284	4,267	8,446

単位：件

(3) 年度別・年齢別受付対応件数(所内保護分)

区分 年度別	継前 続年 保度 護未	受 付				対 応						計	年度末 継続保 護	
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計	児施 童設 福入 社所	里委 託 親等	他機 関児 相移 送・	家送 庭裁 判所 致	帰 宅			そ の 他
H30	22	73	188	130	101	492	74	7	30	1	342	38	492	22
H29	20	56	205	125	102	488	81	6	28	0	341	30	486	22
H28	17	88	212	134	64	498	75	7	26	0	333	35	476	17
H27	22	94	190	133	54	471	70	5	9	0	271	26	381	112
H26	96	55	156	109	66	386	75	7	12	0	324	31	449	17
H25	23	98	179	103	63	443	114	6	16	1	197	36	370	96
H24	17	85	139	104	48	376	127	6	23	1	234	28	419	-26
H23	17	85	137	133	64	419	111	3	9	2	189	20	334	102
H22	19	61	135	99	37	332	102	1	7	1	157	19	287	19
H21	19	56	84	98	49	287	105	4	8	0	135	21	273	33

一時保護対応件数（年度中）の推移（北勢及び中勢児童相談所の一時保護所の合計）



北勢及び中勢児童相談所の一時保護所における一時保護対応件数（年度中）の推移です。対応件数は増加傾向にありましたが、平成29年度は里親への委託の増加もあり、対応件数・延べ日数ともに減少しました。平成30年度はほぼ横ばいとなっています。

(4) 一時保護対応件数（年度中）（委託保護分）

単位：件

児相 委託先	北 勢	中 勢	南勢 志摩	伊 賀	紀 州	計	保護延べ 日数(日)
児童養護施設	124	20	16	41	3	204	3,647
乳 児 院	93	21	2	3	1	120	2,579
障がい児施設	18	9	6	13	4	50	1,215
その他の施設	2	2	0	0	0	4	221
里 親	15	11	0	28	15	69	898
そ の 他	17	15	2	1	0	35	481
計	269	78	26	86	23	482	9,041

児童相談所長は、必要に応じて児童養護施設、里親等に一時保護を委託することができます。

4 児童福祉施設入所児童数（平成30年度末）

単位：人

児童相談所 施設の種類	北勢	中勢	南勢志摩	伊賀	紀州	計
乳児院	20	10	0	2	0	32
児童養護施設	164	80	50	25	8	327
児童自立支援施設	7	3	1	1	0	12
児童心理治療施設	11	4	2	3	0	20
自立援助ホーム	2	1	0	1	0	4
ファミリーホーム	13	6	1	3	0	23
小計	217	104	54	35	8	418
福祉型障害児入所 施設（知的障害児）	41 (3)	24 (2)	15 (0)	22 (12)	3 (2)	105 (19)
福祉型障害児入所 施設（盲児）	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
医療型障害児入所 施設（自閉症児）	10 (10)	5 (4)	0 (0)	2 (1)	3 (3)	20 (18)
医療型障害児入所 施設（肢体不自由児）	8 (5)	8 (3)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	21 (13)
指定発達支援医療機 関（重症心身障害児）	20 (9)	6 (2)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	29 (14)
医療型障害児入所施 設（重症心身障害児）	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
小計	83 (30)	43 (11)	19 (4)	29 (18)	6 (5)	180 (68)
計	300	147	73	64	14	598

※（ ）は内数で、契約入所人数です。

Ⅲ 相談種別別対応件数等の状況

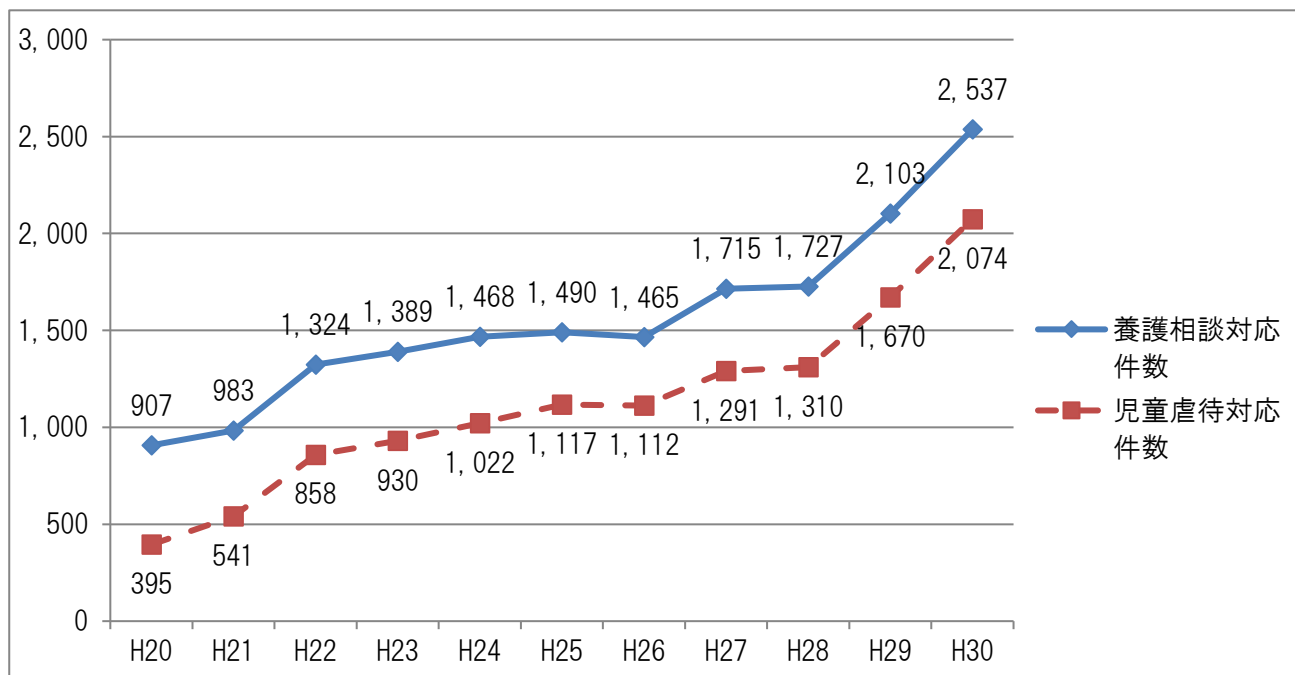
1 養護相談の状況

(1) 養護理由別対応件数

単位：件

理由 対応	家出・失踪	死 亡	離 婚	傷病・入院	家庭環境		そ の 他	計	
					虐 待	そ の 他			
施設入所	1	2	0	11	99	57	2	172	
里親委託	1	3	0	1	28	11	0	44	
面接指導	18	3	0	30	1,890	274	15	2,230	
その他	1	2	0	4	57	27	0	91	
計	21	10	0	46	2,074	369	17	2,537	
構成比(%)	0.8	0.4	0.0	1.8	81.8	14.5	0.7	100.0	
過去の 相談 件数 (年度別)	H29	16	16	4	35	1,670	344	18	2,103
	H28	11	3	4	56	1,310	331	12	1,727
	H27	21	12	12	45	1,291	316	18	1,715
	H26	14	5	1	40	1,112	284	9	1,465
	H25	6	4	4	37	1,117	311	11	1,490
	H24	9	6	11	22	1,022	366	32	1,468
	H23	5	2	2	29	930	395	26	1,389
	H22	7	8	3	59	858	343	46	1,324
	H21	11	10	2	57	541	337	25	983
	H20	15	5	3	46	395	399	44	907

養護相談対応件数の推移



養護相談対応件数は増加傾向にあります。これは児童虐待相談対応件数の増加に伴うものであり、平成30年度は、養護相談2,537件のうち、児童虐待対応が2,074件と約80%を占めています。

この背景として、核家族の増加や地域住民の繋がりの希薄化などによる家庭や地域における養育機能の低下が言われており、子育て家庭に対する適切な助言や支援とともに、社会的養護体制の充実が求められています。

(2) 虐待相談の対応状況

表1 相談件数の年次推移

単位：件

年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
全 国	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850
三重県	858	930	1,022	1,117	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074

注) 平成 22 年度の全国の件数は福島県を除いて集計した数値です。

注) 平成 30 年度の全国の件数は速報値です。

表2 相談の経路

単位：件

経 路 件 数	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児 施 童 設 福 祉 等	警 察 等	保 健 機 関 所	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族		親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
									虐 待 者	虐 以 待 者 外					
相談件数	104	742	68	506	74	175	2	2	34	69	12	249	13	24	2,074
構成比(%)	5.0	35.8	3.3	24.4	3.6	8.4	0.1	0.1	1.6	3.3	0.6	12.0	0.6	1.2	100.0

表3 主な虐待者

単位：件

虐待者 件 数	実 父	実 母	実父以外 の 父 親	実母以外 の 母 親	そ の 他	計
相談件数	877	1,037	100	19	41	2,074
構成比(%)	42.3	50.0	4.8	0.9	2.0	100.0

表4 被虐待児の年齢内訳

単位：件

被虐待児 件 数	0～3 歳 未 満	3 歳～学 齢 前 児 童	小 学 生	中 学 生	高 校 生 そ の 他	計
相談件数	464	610	636	225	139	2,074
構成比(%)	22.4	29.4	30.7	10.8	6.7	100.0

表5 主な虐待種別

単位：件

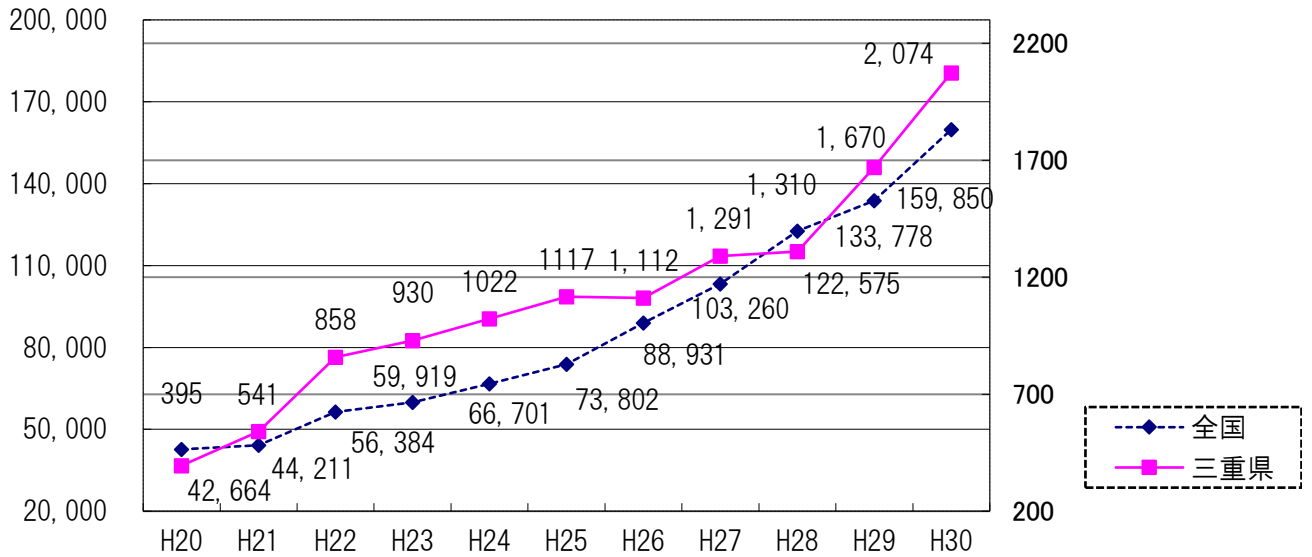
種 別 件 数	身体的虐待	性的虐待	養育の拒否怠慢 (ネグレクト)	心理的虐待	計
相談件数	609	20	506	939	2,074
構成比(%)	29.4	1.0	24.4	45.3	100.0

表6 相談対応内訳

単位：件

対 応 件 数	児童福祉施設 入 所	里 親 委 託	面 接 指 導	そ の 他	計
相談件数	99	28	1,890	57	2,074
構成比(%)	4.8	1.4	91.1	2.7	100.0

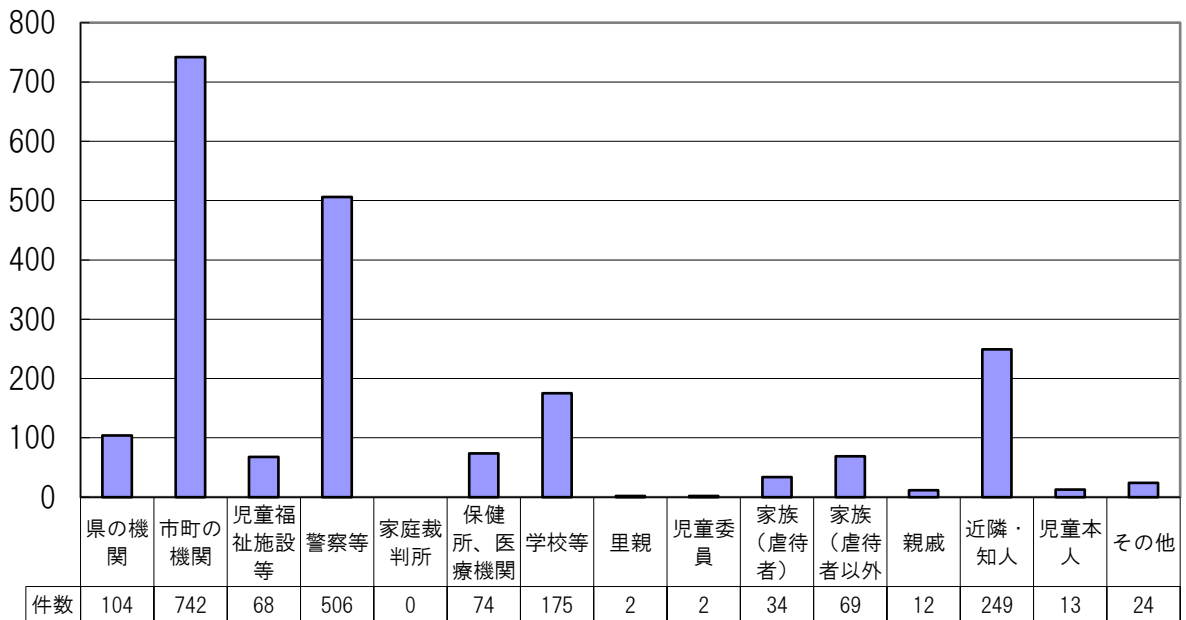
児童虐待相談対応件数の推移



児童虐待の防止に対する地域社会の関心が高まっていることを背景に、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途にあります。

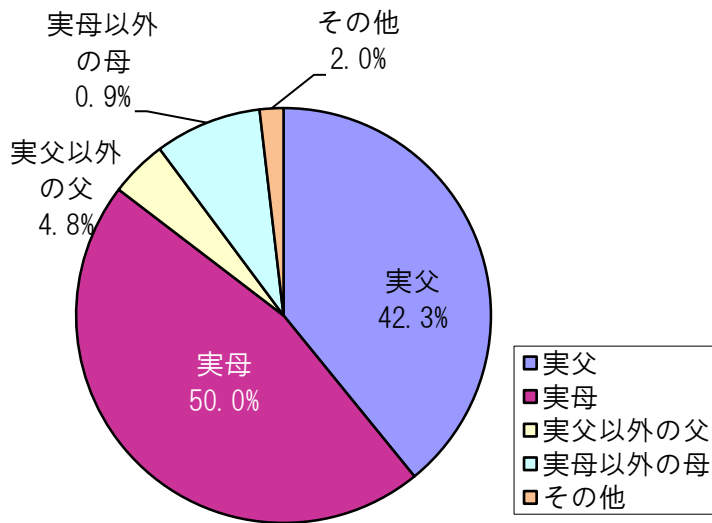
三重県における児童虐待相談対応件数は、平成24年度から1,000件を超える高い水準で推移しており、平成30年度の児童虐待相談対応件数は、2,074件と前年度比約24%の増加で、過去最多となりました。

虐待相談の経路



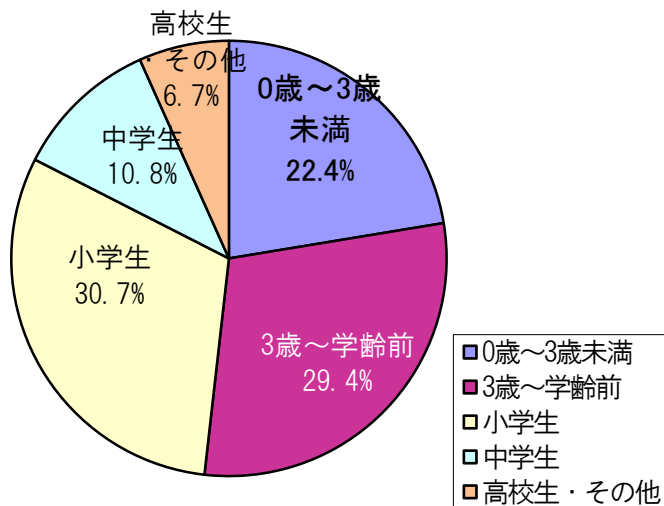
児童虐待の第一義的な相談窓口である「市町の機関」からの通告が742件と全体の約36%を占めています。次いで、「警察等」が506件、「近隣・知人」が249件、となっています。

□主な虐待者



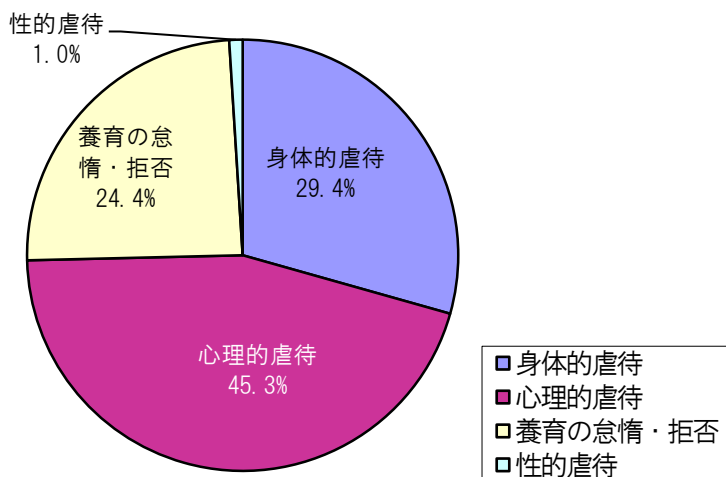
主な虐待者の50%が実母です。子育ての中心が母親で、子どもと接する時間が長く、育児をはじめとするさまざまなストレスが虐待を誘発している場合が多いと考えられます。

□被虐待児の年齢



学齢前の児童で52%を占めており、子育てに手が掛かる時期の虐待が多い状況です。特に低年齢児は危険性が高く、注意が必要です。

□虐待種別



心理的虐待が45%で最も多く、次いで身体的虐待が29%となっています。心理的虐待の増加は、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力を目撃することが心理的虐待に該当することが広く認知され、通告が増加していることが考えられます。

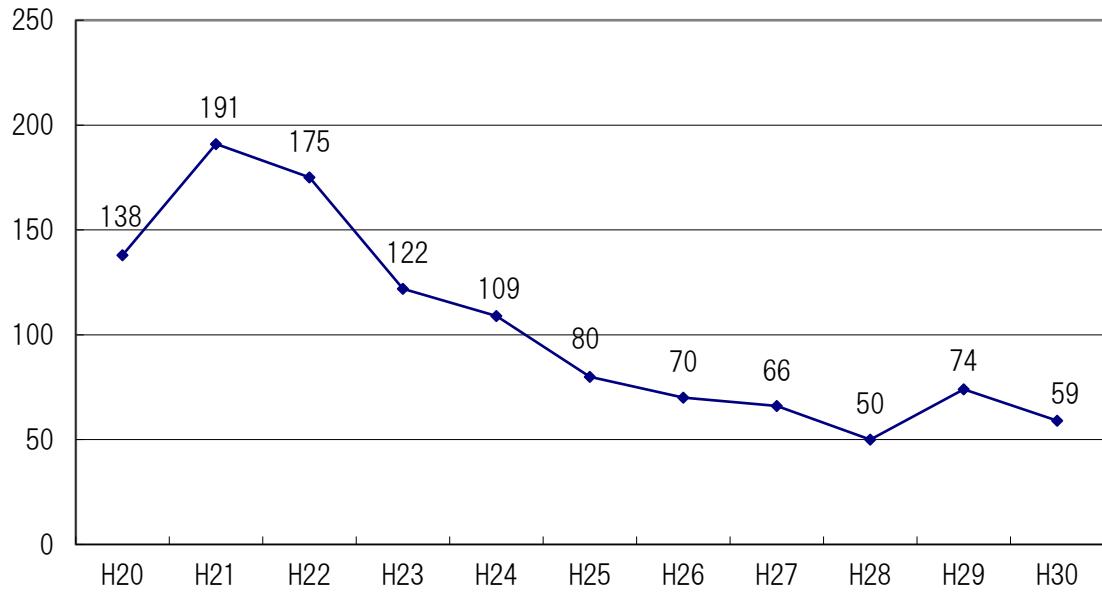
2 非行関係相談の状況

(1) ㇏犯、触法行為別・年齢別受付件数

単位：件

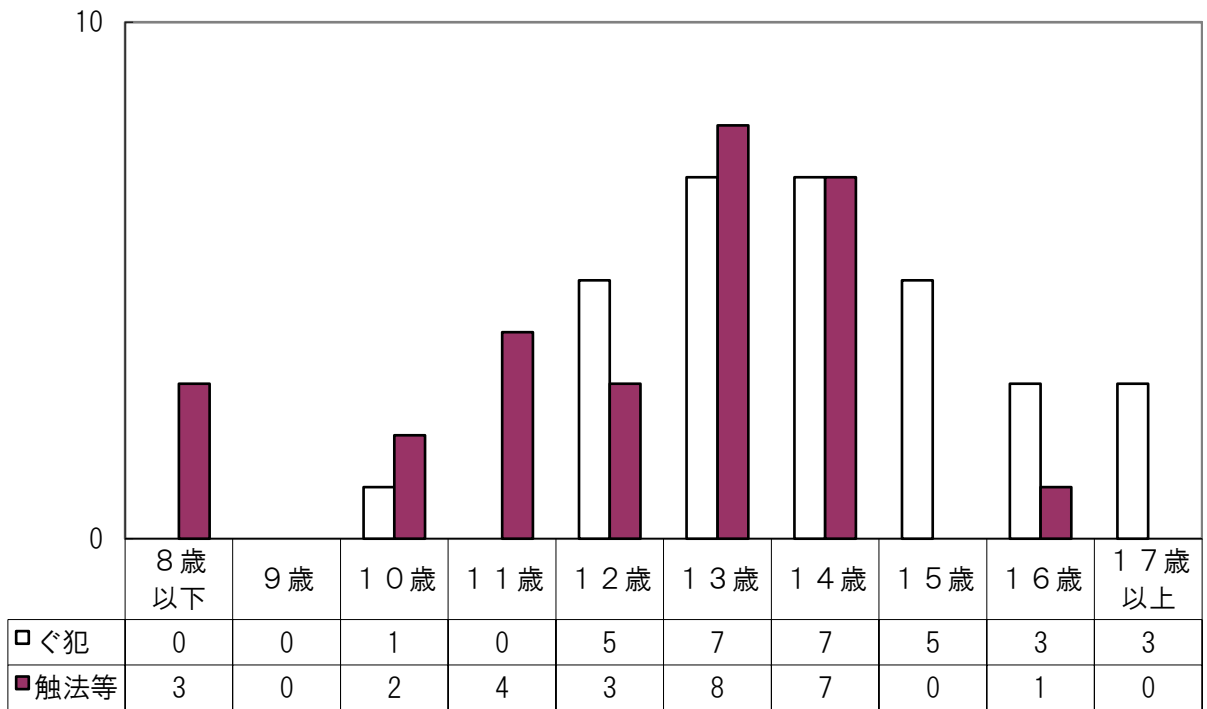
相談所別	種別	年 齢													合計
		6歳以下	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	
北 勢	㇏犯	0	0	0	0	1	0	5	4	3	3	0	1	0	17
	触法等	0	0	1	0	1	2	3	2	1	0	0	0	0	10
中 勢	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1	3	1	0	10
	触法等	0	0	1	0	1	1	0	3	3	0	0	0	0	9
南 勢	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	触法等	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	5
伊 賀	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	触法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紀 州	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	触法等	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	4
計	㇏犯	0	0	0	0	1	0	5	7	7	5	3	3	0	31
	触法等	0	0	3	0	2	4	3	8	7	0	1	0	0	28

非行相談受付件数の推移



県内児童相談所への相談通告件数は、平成21年度以降は減少していましたが、平成29年度は触法相談が前年比2.4倍となったことから増加しました。平成30年度は減少しています。

年齢別非行相談



非行相談は、13歳、14歳の相談が多くなっています。

3 不登校相談の状況

(1) 年度別・学年別受付件数

単位：件

区 分	保 幼 育 稚 所 園	小 学 校						中 学 校			高 校 等	計	
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年			
北 勢	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3	
中 勢	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0	5	
南勢志摩	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
伊 賀	1	0	0	0	1	1	1	0	3	0	0	7	
紀 州	0	0	0	1	2	0	2	1	0	0	1	7	
計	1	1	1	1	4	1	6	4	3	0	1	23	
構成比(%)	4.35	4.35	4.35	4.35	17.4	4.35	26.1	17.4	13.0	0.0	4.35	100.0	
過 去 の 相 談 件 数													
年 度 別	H29	1	2	2	1	2	0	2	7	8	0	1	26
	H28	1	2	3	1	1	2	6	11	6	5	4	42
	H27	0	1	2	3	5	1	3	11	6	1	2	35
	H26	0	0	0	0	1	2	2	5	12	4	3	27
	H25	0	0	0	1	1	1	2	4	7	7	1	21
	H24	0	1	2	1	2	4	8	8	9	1	4	40
	H23	0	0	0	1	2	2	1	5	12	8	1	32
	H22	0	1	1	3	0	0	4	9	9	5	4	36
	H21	1	1	2	1	4	2	3	1	8	17	3	43
	H20	0	1	2	4	2	3	3	9	18	4	4	50

(2) 児童相談所別対応件数

単位：件

児 相 対 応		相 談 所 別							構 成 比 (%)
		北 勢	中 勢	南 志 勢 摩	伊 賀	紀 州	計		
面 指 接 導	助 言 指 導	2	3	0	2	3	10	41.7	
	継 続 指 導	1	2	1	2	4	10	41.7	
	他機関へ斡旋紹介	0	0	0	0	0	0	0	
児 童 福 祉 施 設 入 所		0	1	0	2	0	3	12.5	
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約		0	0	0	1	0	1	4.1	
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	
合 計		3	6	1	7	7	24	100.0	

IV 里親の状況

1 児童相談所別里親登録数

単位：組

区 分 児相別	平成30年3月 末 現 在	年 度 中 新 規 登 録	年 度 中 登 録 取 消	平成31年3月 末 現 在
北 勢	100	30	3	127
中 勢	65	1	2	64
南勢志摩	19	4	0	23
伊 賀	29	3	0	32
紀 州	21	1	3	19
計	234	39	8	265

2 委託児童数

(1) 児童相談所別委託児童数（平成30年度末現在）

単位：人

年 齢 別 委託児相別	0 歳	1 歳～ 6 歳	7 歳～ 12 歳	13 歳～ 15 歳	16 歳以上	計
北 勢	3	24	17	10	15	69
中 勢	3	10	7	4	3	27
南勢志摩	0	1	5	0	1	7
伊 賀	0	4	1	4	0	9
紀 州	0	2	5	1	2	10
計	6	41	35	19	21	122

(2) 年度別里親登録数、委託児童数（各年度末現在）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
里親登録数	196	189	209	233	262	234	265
委託児童数	89	77	84	98	105	118	122

3 里親委託率（平成31年3月31日現在）

上記以外に、7か所のファミリーホームに23人の児童を委託中です。

里親・ファミリーホーム委託児童数 145 (122+23)

$$\text{里親委託率} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{児童養護施設措置、乳児院措置、里親・ファミリーホーム委託児童数}} \times 100 = \frac{145}{504 (327 + 32 + 122 + 23)} \times 100 = 28.8\%$$

※ 「三重県家庭の養護推進計画」（平成27年3月策定）では、平成41年度までに里親委託率を33.3%に引き上げることを目標とし、委託率向上に努めています。

V 青少年健全育成

1 立入調査実施状況

単位：件

		北勢管内			中勢管内		南勢志摩管内	伊賀管内	紀州管内		合計
		桑員	三泗	鈴亀	津	松阪	南勢志摩	伊賀名張	尾鷲	熊野	
立入対象店舗数		190	324	221	271	202	234	172	38	32	1,684
業種	興行場	2	2	1	2	2	1				10
	図書類取扱店	28	29	19	30	21	20	23	6	5	181
	携帯電話等販売店	36	53	35	52	31	37	28	11	6	289
	がん具・刃物	1	4	3	6	7	21	5	1		48
	カラオケ	4	9	5	8	8	7	4	2	3	50
	薬局薬店	31	57	40	49	43	34	30	5	3	292
	コンビニ	80	145	97	105	78	96	65	10	12	688
	ネットカフェ マンガ喫茶	1	10	5	3	2	2	3			26
	その他	7	15	16	16	10	16	14	3	3	100
立入調査 延べ人数		560	981	947	1,156	838	995	580	253	291	6,601
立入調査 延べ店数		556	898	656	703	576	641	471	104	102	4,707
立入調査 実施店数		189	324	221	271	202	234	172	38	32	1,683
実施率(%) (実施店/現在店)		99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9

2 協力店舗状況（立入対象店舗の内子どもの利用の多い店舗）

単位：件

		北勢管内			中勢管内		南勢志摩管内	伊賀管内	紀州管内		合計
		桑員	三泗	鈴亀	津	松阪	南勢志摩	伊賀名張	尾鷲	熊野	
対象店舗数		113	193	126	146	109	125	95	18	20	945
協力店運動登録数		111	193	126	146	109	123	95	18	20	941
協力店割合(%)		98.2	100	100	100	100	98.4	100	100	100	99.6

※注 立入対象店舗の内子どもの利用の多い店舗 … 図書取扱店、カラオケ、コンビニ、ネットカフェ

< 参考 >

三重県児童福祉施設（入所型等）一覧表

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

< 参考 >

三重県児童福祉施設（入所型等）一覽表

乳児院

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	乳児院ましろ	津市垂水 1300-30	10	(059)228-3920	514-0821
2	エスペランス四日市	四日市市大字泊村 954	25 【さら6】	(059)346-1371	510-0894
3	里山学院乳児院	津市河芸町影重 1162	10	(059)253-3780	510-0307

※ 【 】は、一時保護実施特別加算の名称、定員（外数）を示す。

児童養護施設

1	みどり自由学園	津市乙部 33-5	30 (6) 【みらい 4】	(059)226-3022	514-0016
2	聖マッテヤ子供の家	津市産品 732-1	24 (6)	(059)237-5984	514-0076
3	エスペランス四日市	四日市市大字泊村 954	50 (12)	(059)346-1371	510-0894
4	いせ子どもの家	伊勢市吹上 2-5-41	30	(0596)28-2678	516-0073
5	天理教三重互助園	伊勢市倭町 30-1	18 (6) (6)	(0596)63-6200	516-0032
6	名張養護学園	名張市朝日町 1263-3	30 (6)	(0595)63-0717	518-0721
7	里山学院	津市河芸町影重 1162	30 (6)	(059)245-0116	510-0307
8	鈴鹿里山学院	鈴鹿市上箕田 1 丁目 6-2	30 【大樹 6】	(059)381-6021	513-0056
9	聖の家	多気郡多気町津留 548-1	18 (6)	(0598)38-2805	519-2189
10	真盛学園	津市安濃町今徳 247	30 (6)	(059)268-2121	514-2313
11	児童養護施設なないろ	津市垂水 1300-30	30	(059)228-3920	514-0821
12	エスペランス桑名	桑名市長島町西外面 1070	30	(0594)41-1515	511-1143

※ ()は、地域小規模養護施設の定員（外数）を示す。

※ 【 】は、一時保護実施特別加算の名称、定員（外数）を示す。

福祉型障害児入所施設（知的障害児）

1	障害児入所施設 聖母の家	四日市市波木町 398-1	40	(059) 321-2855	510-0961
2	三重県いなば園 くすのき寮	津市稲葉町 3989	30	(059) 252-1780	514-1252
3	三重済美学院	伊勢市辻久留 3-17-5	30	(0596) 22-3212	516-0066
4	こどもライフサポート センター はーと	名張市美旗中村 2326	20	(0595) 65-3787	518-0615

医療型障害児入所施設（自閉症児・肢体不自由児）

1	三重県立子ども心身 発達医療センター	津市大里窪田町 340-5	自閉症児 56 肢体 不自由児 30	(059) 253-2000	514-0125
---	-----------------------	---------------	--------------------------------	----------------	----------

医療型障害児入所施設（重症心身障害児）

1	独立行政法人 国立病院機構鈴鹿病院※	鈴鹿市加佐登 3 丁目 2-1	児者 120	(059) 378-1321	513-8501
2	独立行政法人 国立病院機構三重病院※	津市大里窪田町 357	児者 50	(059) 232-2531	514-0125
3	済生会明和病院 なでしこ障害児入所施設	多気郡明和町上野 435	児者 8	(0596) 52-0131	515-0312

※ 指定発達支援医療機関

児童自立支援施設

1	三重県立国児学園	津市栗真町屋町 524	60	(059) 232-2598	514-0102
---	----------	-------------	----	----------------	----------

児童心理治療施設

1	児童心理療育施設 悠（はるか）	桑名市長島町横満蔵 字長徳 568-3	入所 30 通所 10	(0594) 45-8085	511-1133
---	--------------------	------------------------	----------------------	----------------	----------

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

1	自立援助ホーム つばさ	桑名市長島町押付 530-5 マンションビクトル 3-3	6	(0594) 42-4430	511-1113
2	自立援助ホーム 東の川南荘	鈴鹿市江島本町 18-30	9	(059) 324-2339	510-0234

小規模住宅型児童養育事業

1	チルドレンズホーム アシュレ	名張市春日丘 1-107	6	(0595)63-0116	518-0453
2	ファミリーホーム 絆	伊賀市伊勢路 6-1	6	(0595)52-0409	518-0205
3	ファミリーホーム 「名張」	名張市桔梗が丘 5-9-35	6	(0595)42-8525	518-0625
4	さかもとホーム	津市南ヶ丘一丁目 18-4	5	(059)253-1255	514-0822
5	ファミーユ	四日市市桜新町 2-92-4	6	(059)324-3079	512-1215
6	奈良ファミリーホーム	津市藤方 2204	5	(059)225-0588	514-0815
7	n i k o n i k o	四日市市采女が丘 二丁目 165-2	6	(059)390-1749	510-0953

児童家庭支援センター

1	児童家庭支援センター ま お	四日市市泊村 1050-76	-	(059)340-0022	510-0894
2	児童家庭支援センター 「あかり」	名張市朝日町 1263-3	-	(0595)42-8331	518-0721
3	児童家庭支援センター たるみ	津市垂水 1300-30	-	(059)228-3920	514-0821
4	児童家庭支援センター わかぎ	伊勢市倭町 30-1	-	(0596)63-6205	516-0032
5	児童家庭支援センター みだ	鈴鹿市上箕田 1 丁目 6-3	-	(059)373-6025	513-0056

平成31年度（令和元年度）

児 童 相 談 所 の 状 況

（平成30年度実績）

編集発行 三重県児童相談センター

〒514-0113

津市一身田大古曾694-1

電 話 059-231-5902

F A X 059-231-5904